

平成26年（行ウ）第8号，平成27年（行ウ）第1号

原告 原告1－1ほか

被告 国ほか

準備書面(10)

2016年2月12日

福島地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人 井戸謙一
ほか18名



本書面は、被告福島県の準備書面（4）について応答するものである。

第1 同書面の第1について

1. 放射線量もしくは放射性物質の拡散状況の情報収集及び拡散状況の推定ないし予測に関する情報が、原子力災害対策特別措置法26条1項の「原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報」に該当しないとの主張について
 - (1) この点について被告国は、『放射線量もしくは放射性物質の拡散状況の情報収集及び拡散状況等の推定ないし予測に関する情報』が一般論として、原災法26条1項1号にいう『原子力災害に関する情報』に該当し得ることは認めると認否しており、被告福島県の認否はやや理解に苦しむ。
 - (2) そもそも原災法は、「原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（略）、災害対策基

本法（略）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする」ものであるところ（1条）、原子力災害の最大の特徴は、原子力災害により放出される放射線及び放射性物質は目に見えず五感で感知できずなおかつ生命・身体に対して長期間にわたる悪影響を及ぼすことにある。したがって、目に見えない放射線量もしくは放射性物質の拡散状況やその推定は、国民の生命・身体を保護するために不可欠の情報である。

- (3) このことは、原災法における「原子力緊急事態」「原子力災害」「緊急事態応急対策」等の定義規定からも明白である。すなわち、「原子力緊急事態」とは、「原子力事業者の原子炉の運転等（略）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態」をいうものとされており（原災法2条2号）、「原子力災害」とは、「原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう」（同条1号）とされている。そして、「緊急事態応急対策」とは「第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう」（同条5号）。

これらの定義規定によれば、「原子力緊急事態」とは放射性物質又は放射線が異常な水準で放出された事態を指し、これに起因する原子力災害すなわち放射性物質等の放出により国民の生命、身体、又は財産に生ずる被害の拡大を防止することが、被告県が担うべき「緊急事態応急対策」なのである（原災法5条、災害対策基本法4条1項、同法5条1項）。

そして、何度も述べるように、原子力緊急事態において放出された放射性物質もしくは放射線は五感で感知できないものである以上、住民等は、放射性物質等の拡散状況やその推定状況を知るためには、緊急事態応急対策の実施に責任を負う被告県らが行う情報提供による以外に方法はなく、住民等への情報提供なくしてその被害拡大を防止する術

はない。したがって、原災法 26 条 1 項 1 号にいう「原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報」には、放射性物質や放射線の拡散状況やその推定状況に関する情報が含まれていることは、「原子力災害」等の定義からも明白である。

- (4) 被告県は、原災法 26 条 1 項 1 号の解釈について、被告国と立場を異にする理由ないしは根拠を明らかにし、かつ「原子力災害に関する情報」とは具体的に福島第一原発事故において、いかなる情報を指すものと解しているのか、その主張を明らかにされたい。

2. 県地域防災計画における住民等への情報の提供は、単なる政策上の指針に過ぎないとの主張（被告福島県準備書面（4）第 1・2（2））について。

- (1) 上記主張も原災法の規定を無視したものとしか言いようがない。

県地域防災計画の上位規範であるところの原災法 26 条 2 項は、「原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない」と定めているのであるから、地域防災計画に定めた緊急事態応急対策の実施は、単なる政策上の指針ではなく、原災法に基づく被告福島県知事の法律上の義務であることは明白である。前述のように原災法における「原子力緊急事態」「原子力災害」「緊急事態応急対策」等の基本概念の定義から、住民等への放射性物質の流出・拡散情報の提供は、派生させてしまった原発事故から県内住民を守るための緊急事態応急対策として、その根幹をなす最大の義務である。

- (2) 水俣病京都訴訟において京都地方裁判所は、「行政指導は、時々変化する現実社会に対して行政を臨機応変に対応させる手段となり得ることや事実上の権力的処分に準ずる効果が期待できること等から、硬直化する法令によって救済できない新しい問題、とりわけ新しい人権侵害の発生に対処しうる手段として広く国民から期待されているものでもある。したがって、(1) 国民の生命・身体・健康に対する差し迫っ

た重大な危険が発生していて、(2) 既存の法令では適切に対処できず、かつ、新たな立法措置を待つ時間的余裕がなく、(3) 所掌行政庁が緊急事態を認識し又は認識し得る場合で、(4) 右事態に対処するに当たって行うべき行政指導の内容が明白で、そのような行政指導を国民が期待しており、(5) さらに行政指導に対する相手方関係者の任意の受容が期待できる事態においては、行政指導といえども担当行政機関においてその行使が法的に義務化するというべきである」と判示し(平成5年11月26日判決：判例時報1476号3p)、一般には行政庁の自由裁量に任せられているとされる行政指導権限の行使においてもそれが義務化され、その権限の不行使が違法になる場合があるとしている。福島第一原発事故による緊急事態応急対策としての防災基本計画の実施は、自治体知事としての明確な義務規範であり、単なる行政指導と解すべきものではないから、その懈怠は単なる行政指導権限不行使以上に重大な任務違反であると言わなければならない。

3. 被告福島県は、周辺自治体や住民に対し、**SPEEDI** の計算結果やモニタリングの結果などを独自に情報提供する義務を課せられるものではない、との主張について
 - (1) 被告福島県は、「**SPEEDI** の計算結果を原子力発電所の周辺自治体あるいは住民に対し情報提供することを」義務づけられていない(4p)、「モニタリングカーによる測定結果を、被告福島県において住民に情報提供する義務を課せられるものではない」(5pの「ア」)「被告福島県は、独自に放射線の危険性に関する情報を住民に情報提供する義務を課せられるものではない」(5pの「イ」)などと主張する。
 - (2) これらの解釈は、上述の県地域防災計画に定めた情報提供は政策指針であって義務でないことを論拠としていると理解されるが、前記の通り、県地域防災計画に定められた住民等への情報提供は、原災法26条2項にいう緊急事態応急対策の実施における中核部分であるから、情報提供は、同条により被告福島県に課せられた義務であることは言うまでもない。被告福島県は、あたかも全ては国の責任であって自らには何の責任もない、あるいは2次的な責任にすぎないと主張するようであるが、決してそうでないことは、原災法26条2項が、緊急事態応急対策の実施主体として、「指定行政機関の長及び指定地方行政機関の

長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者」らを並列的に掲げていることから明白である。

- (3) 周辺住民等への情報提供は地方自治体が主体となつて行うべき事項であることは、例えば、福島第一原発事故の前年の平成 22 年 10 月に浜岡で行われた原子力総合防災訓練実施要項（甲 A 53 号証）を見れば明白である。すなわち、同要項は、「国、関係地方公共団体および原子力事業者共通の訓練実施要項」、「国が主体となつて行う訓練実施要項」、「関係地方公共団体が主体となつて行う訓練実施要項」そして「原子力事業者が主体となつて行う訓練実施要項」とをそれぞれ分けて定めているところ、「関係地方公共団体が主体となつて行う訓練実施要項」として、「緊急モニタリングセンターの設置・運営訓練（第 4 節 3.3.1）」を挙げ、そこに「(5)モニタリング結果の評価・解析、SPEEDI 予測結果評価による防護対策に係る情報提供」を挙げる。さらに、住民広報活動訓練として「報道機関への報道要請等」（第 4 節 4.3.1）、「地域住民への情報提供」（同節 4.3.2）を挙げている。このような直近の原子力総合防災訓練の実施状況からも、周辺住民等に対し、SPEEDI 予測結果評価による防護対策に係る情報を提供すべきことが原災法の定める緊急事態応急対策の重要部分であること、そしてそれは、被告国もそうであるが、より周辺自治体や周辺住民に近い被告福島県において率先して行うべき事項であることが明らかとなる。

第2 同書面の第 2 について

1. 被告福島県は、福島県地域防災計画の作成及び実施義務を負うのは被告福島県であると主張するので、原告らも、福島県地域防災計画の作成義務を負うのは被告福島県であると解し（福島県防災会議は地方自治法 138 条の 4 第 3 項が定める「執行機関の附属機関」に当たる。）、原告ら準備書面(5)の第 2 の 3 (2) のア（23 p）を次のとおり変更する。

「福島県知事は、被告福島県の長として、被告福島県を代表し、その事務を統轄するものであるが、被告福島県の住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、適切な内容の防災計画を作成する義務があり、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標とし

ては、防災指針が定めた「性別・年齢に関係なく全ての対象者（原則40歳未満）に対し、一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100ミリシーベルト」という指標が高すぎるものであったから、被告福島県としては、独自に、WHO基準である小児甲状腺等価線量10mSvか、少なくともIAEAやアメリカの基準である小児甲状腺等価線量50mSvと定める職務上の義務があったのに、これを怠り、「小児甲状腺等価線量の予測線量100mSv」という指標を放置した。」

2. 被告福島県は、安定ヨウ素剤について、「20km圏外では配布・服用の必要なしとの明確な判断がなされている中で、被告福島県（知事）が独自に服用指示を出すべき理由はなかった」と主張する。しかし、福島県地域防災計画は、安定ヨウ素剤の服用指示について、国から指示がなかった場合でも、福島県知事に対し、その判断で服用指示する権限を与えている。これは、国の原子力災害対策本部による住民防護の態勢が十分機能していない場合や、服用指示の要否についての見解が国と福島県知事との間で一致しない場合に備えての規定であると解せられるから、被告県の主張は、福島県地域防災計画によって福島県知事に安定ヨウ素剤の服用指示権限を与えた趣旨を没却するものである。国の指示に従ったからといって、福島県知事の不作为の違法性が治癒されるものではない。

第3 同書面の第3について

1. 第3の1項について

「強制力をもつ」とは、被告福島県が被告国の指示に対して従わざるを得ないという事実を含む主張である。被告福島県は、4月19日通知が強制力を持つか否かについて、可能であれば、認否をされたい。

2. 同5項について

原告らの主張は、国会事故調が、4月19日通知が発出された経緯を指摘しているという事実には留まるものではなく、それに加えて、同事故調が指摘した事実が真実であるということの主眼とする。

被告福島県の認否は前者に限られるので、国会事故調の指摘事実が真実か否かについて、可能であれば、認否されたい。

3. 同8項(2)について

被告福島県が「明らかでない」と主張する事実は、いずれも原告らが明らかにする必要はないものである。

学校再開基準については、生徒児童らの健康を守るという観点から様々な基準の設定方法があり得たのであり、その裁量の範囲で被告福島県が責任をもって定めるべきものであった。原告らは、被告福島県が、漫然と4月19日通知に従った行為が、生徒児童らの健康を守るという観点からは、明らかに裁量を逸脱していると指摘しているのである。したがって、かかる主張においては、被告福島県が採用すべき基準を具体的に特定する必要はいささかも存しない。

「無用な被ばく」の内容は、4月19日通知に基づいて学校再開をさせたことによって児童生徒らが被った被ばくをいうことは、原告らの主張に照らして明らかである。

個別の子ども原告が、学校再開によって具体的にどれだけの線量を被ばくしたかは、本訴訟の請求原因事実とは関係がない。

子ども原告らが学校再開に伴って、健康被害を発生させるとされている基準を超える放射線量を超える地域での通学等を余儀なくされている以上、それは、「無用な被ばく」である。

4. 同9項について

丙第C7号証ないし丙第C9号証によって、被告福島県が、県下の教育事務所長、教育委員会教育長及び県立学校長らに対し、4月19日通知どおりの指導を行うよう通知していたことが明らかとなった。

これは、被告福島県が、憲法26条、教育基本法、学校教育法、学校保健安全法等の趣旨に則って、心身ともに健康な県民の育成に資するために教育行政上の必要な措置をとる職務上の義務に違背していたことを裏付けるものである。

第4 その他の主張について

被告福島県のその他の主張についても、必要に応じて、順次、応答する予定である。

以上